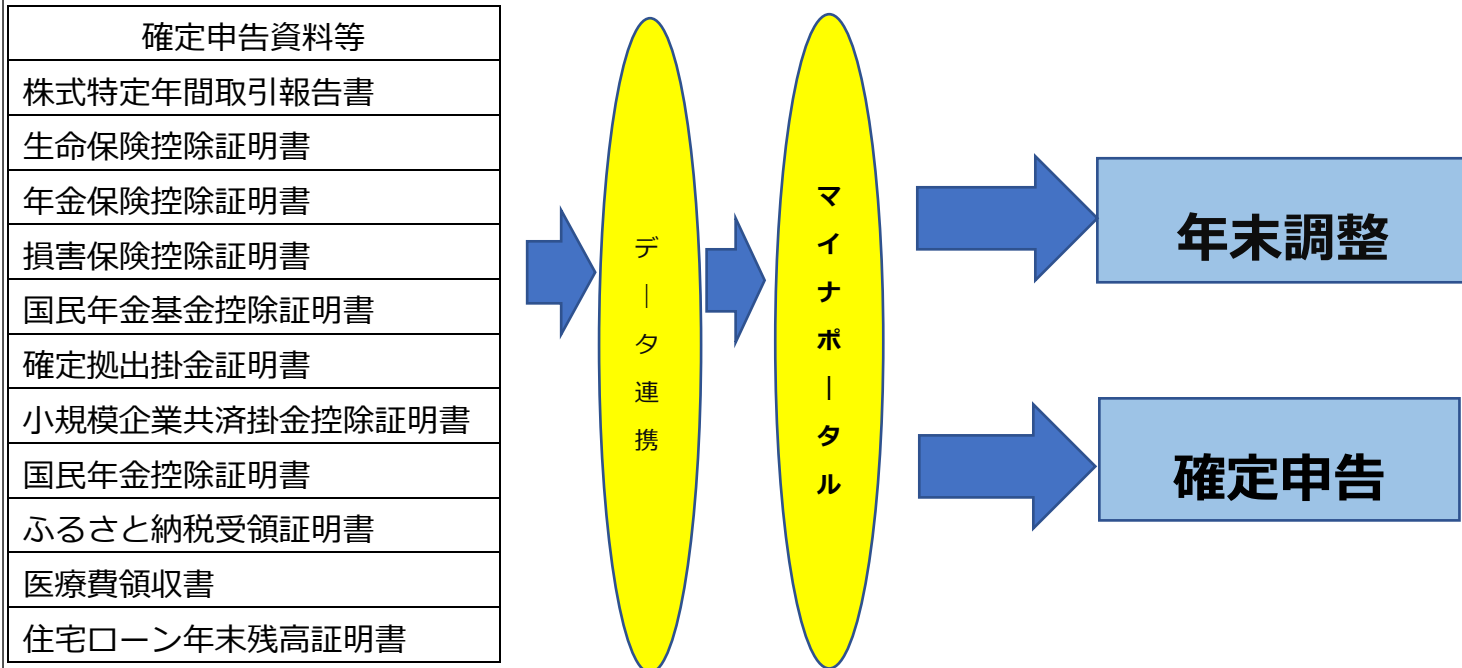


## マイナポータルを活用して確定申告資料入手

マイナンバーを取得後、マイナポータルを各自開設することにより個人の確定申告・年末調整資料の入手が簡単になります。(2021年以降対象拡大予定)



### 1. マイナンバーカード取得のメリット

- ① コンビニで各種証明書取得、②本人確認書類、③健康保険証・運転免許証との一体化、④マイナポイント（2万円相当のポイント）

### 2. マイナンバーカード取得からマイナポータル開設で確定申告資料入手簡便化

### 3. 民間送達サービスとの連携にて証明書発行元とマイナポータルの連携

### 4. マイナポータルから資料入手・申告ソフトへの自動入力により年末調整、確定申告書の作成

## 年末・年始休業のお知らせ

年末・年始休業期間：2021年12月29日（水）～2022年1月3日（月）  
1月4日（火）から通常営業いたします  
良いお年をお迎え下さい

# 歯科会計®

## 8万円補助金の申請をお忘れなく！

この補助は、感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぐために必要な掛かり増し経費に対して支援を行うことを目的としたものです。

### ポイント

- ・医療機関が対象です⇒保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者
- ・診療収入減少等の条件がありません⇒有床診療所 10万円、無床診療所 8万円、薬局等 6万円
- ・感染拡大防止対策の掛かり増し経費が対象です⇒新型コロナウイルス対策のために掛かる経費

### スケジュール

- ・補助対象経費支出期間：2021年10月1日から12月31日
- ・申請期間：2021年11月1日から2022年1月31日（各施設1回のみ）
- ・申請方式：電子申請 <https://iry-shien.mhlw.go.jp/>

### 補助対象経費の内容

- ・掛かり増し経費とは？：通常の医療提供時では想定されない新型コロナ禍だから必要になった支出
- ・対象となる経費の具体例

経費の具体例
<b>感染拡大防止対策を目的とした支出で</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬等）</li><li>・換気のための軽微な改修（修繕費）</li><li>・休業補償保険等の保険料（12カ月以下の期間）</li><li>・施設・設備の保守・メンテナンス料</li><li>・新たに借りた診療スペースに係る家賃</li></ul>
一般用の空気清浄機
紫外線殺菌照射装置

- ・対象外又は留意する支出等

支出経費	留意点
以前から勤務している者及び <b>通常の医療を行う者に係る人件費⇒対象外</b>	感染拡大防止に必要なかかり増し経費でないため
30万円以上の機器購入	補助金の交付目的外使用し、譲渡、交換、貸付等は厚生労働大臣の承認が必要
消費税申告が原則課税（自費5千万円以上）	消費税控除の一部返還必要

# ドクター会計

## 感染拡大防止等支援金事業に係る消費税の 報告書の提出をお忘れなく！

昨年の各都道府県における感染拡大防止等支援金事業（無床診療所 100 万円）、その後の厚生労働省による支援金（同 25 万円）、そして今回の令和 3 年度の補助金（同 8 万円）とこれまで 3 度にわたり、コロナウイルス感染拡大防止に係る支援金制度が設けられました。

すでに受給された方も多いと思いますが、この支援金を受けた方はすべて「消費税仕入税額控除（返還額）の報告」を行う必要があります。

聞きなれない用語が並んでおり、難しい内容となっておりますが、今回、その目的と内容についてご説明いたします。

### 1. なぜ支援金の返還が必要なのか？

消費税は簡単に説明すると、預かった消費税と支払った消費税の差額分を国に納める仕組みとなっております。今回、感染拡大防止に係る経費に対して支援金が支給されましたが、支払った経費の内、消費税分については消費税申告の際に控除されることとなります。その場合、消費税額が減額され、さらに支援金も受け取ることとなるため、「消費税の減額分については返還してほしい」というのが報告書の趣旨となります。

### 2. 大部分の診療所は返還の必要なし！

とはいえ、下記の場合には「消費税の申告で仕入控除していない」ため、返還の必要はありません。ただし、返還の必要が無い場合でも報告書の提出は必要となります。

- ① 消費税の申告義務がない
- ② 簡易課税方式により申告している

※簡易課税とは、例えば医療の場合売上の 50%を仕入とみなすといった計算方式となります。

### 3. 返還が必要となるのは原則課税

医療機関の場合、消費税がかかるのは自費診療（自賠、労災を除く）や物販、車両等の売却等が挙げられます。それらの売上が年間 5,000 万円を超えると、簡易課税が適用できなくなります。そのため自費収入が多い診療所では原則課税といって仕入控除を行う計算方法となります。その場合は、返還額の計算が必要となります。

- ① 対象経費が保険診療にかかるもののみの場合・・・返還の必要はありません。
- ② 対象経費が自費診療にかかるもののみの場合・・・支援金×10 / 100が返還となります。
- ③ 対象経費が保険診療と自費診療の両方にかかるものの場合・・・

支援金×課税売上割合（※）×10 / 110が返還となります。

※課税売上割合は消費税の申告が終わるまでは確定しませんので、消費税申告が終わってから計算することとなります。

# 医療承継

## 相続開始前 3 年以内の贈与加算

相続、遺贈等によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前 3 年以内(死亡の日からさかのぼって 3 年前の日から死亡の日までの間)に暦年贈与によって取得した財産がある場合には、相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価額が加算されます。近い将来、暦年贈与制度及びこの 3 年以内の贈与加算について改正が入る可能性があるため、改めて現行法での状況を解説します。

### <3 年以内の生前贈与加算の対象となる人>

- ・ 相続や遺贈により財産を取得した人
- ・ 生命保険や死亡退職金などのみなし相続財産の受取人
- ・ 相続時精算課税制度の適用者

→ 法定相続人であるか否かではなく、実際に何らかの相続財産を取得したかどうかで判断されます。

→ 逆に上記にあたらない者が受けていた生前贈与財産は加算の対象外となります。例えば遺贈等を受けない孫への贈与であれば、生前の贈与加算の対象外です。

### <今後の贈与税改正の可能性>

現在、贈与税に関して制度改革の方向で議論されています。2021 年 12 月の税制改正大綱にて改正案が発表される可能性が高いと言われています。現時点ではどのような形で贈与税の改正がなされるか不明ですが、以下のような内容が考えられています。

- ・ 贈与税の基礎控除 110 万円の縮減
- ・ 相続開始前 3 年以内の贈与加算→7 年以内、10 年以内など対象期間を増やす
- ・ 相続開始前 3 年以内の贈与加算の対象者を広げる

### <考えられる対策>

制度改革が議論されていますが、概要が決定され実際に新制度が施行されるのは 1 年、2 年程度先になることが想定されます。

現行制度のうちに、少なくとも今年及び来年において確実に 110 万円基礎控除を利用した贈与の実施をされることをお勧めします。また、財産の状況によっては 110 万円を超えた贈与税負担の生じる金額での贈与を現行法のうちに実施することも有効となり得ます。